

【連載】

わかと しーたよ

障がい者基幹
相談支援センター
だより

第
25
回

障がいのあるかたの 住まいと支援について(1)



障がい者の「グループホーム」は、どんな所ですか？



障がいのあるかたが共同生活をする住居です。主に夜間における相談、入浴、排せつ、食事の介護、その他の日常生活上の援助が受けられます。

こんなかたに
おすすめ

- ・将来は一人暮らしをしたいけど、今はまだ不安があるかた
- ・話し相手がいる環境で生活がしたいかたなど

世話人さんが、食事の支度や健康管理などを行ってくれます。共に暮らす仲間がいることで寂しさや不安が軽減されます。

グループホームは
どこにあるの？

市内に10か所あります(5月現在)。各グループホームの場所は、市役所福祉課や各相談支援事業所等の窓口にある「福祉サービスあらかと」に掲載されています。

利用するには？

市役所福祉課の窓口で、利用申請など所定の手続きが必要です。



今回は、障がいのあるかたの住まいと支援について(2)をお伝えします。

※本会ではノーマライゼーションの理念を推進する観点から広報紙面などにおける「障害」の表記を、「障がい」と一部ひらがな表記に努めています。
※ノーマライゼーションの理念とは、デンマークにおける知的障がい者の親の運動から広がった考え方で、障がいのある人もない人も、みんなが安心して生活をおくることのできる地域社会を築くことをめざすものです。

【連載】

高齢者後立ち かわら版

第23回

「高齢者虐待の種類について」



一言で高齢者虐待といっても、様々な状況があります。そこで、今回は「虐待の種類」について紹介します。

虐待の種類	内 容
身体的虐待	暴力的行為によって身体に傷やアザ、痛みを与える行為や外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為
心理的虐待	脅しや侮辱などの言葉や態度、無視、嫌がらせ等によって精神的に苦痛を与えること
経済的虐待	本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること
性的虐待	本人が同意していない、性的な行為やその強要
介護・世話の放棄・放任(ネグレクト)	必要な介護サービスの利用を妨げたり、世話をしないことなどにより、高齢者の生活環境や身体的・精神的状態を悪化させること

高齢者虐待は特別な家庭でのみ起きるのではなく、どこの家庭でも起こりうる問題です。

今回は「高齢者虐待のサイン」を紹介します。